

実験動物福祉規程

日本エスエルシー株式会社バイオテクニカルセンター

第1条 目的

本規程は、日本エスエルシー株式会社バイオテクニカルセンターにおける実験動物福祉のより一層の推進を図ることを目的として、以下の法令および指針等を基に定めたものである。

- ・動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年 法律第 105 号)
- ・動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(平成 18 年 環境省告示第 140 号)
- ・実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成 18 年 環境省告示第 88 号)
- ・農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成 18 年 農林水産省)
- ・研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成 18 年 文部科学省告示 71 号)
- ・厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針(平成 18 年 厚生労働省)
- ・動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(平成 18 年 日本学術会議)
- ・Guide for the Care and Use of Laboratory Animals; Eighth Edition(National Research Council, 2011)
- ・動物の殺処分方法に関する指針(平成 7 年 総理府告示第 40 号)

第2条 組織・体制

1. 機関の長である代表取締役社長は管理者(Manager)としてバイオテクニカルセンターの実験動物福祉に関わる最終的な責任を負う。

2. 代表取締役社長は、実験動物の福祉ならびに適正な飼養を社員に周知徹底し、自主管理できるよう以下の体制を整備する。

(1) **動物実験委員会**(Institutional Animal Care and Use Committee; IACUC)

代表取締役社長は、本規程等に基づいて実験動物の適正な飼育管理および動物実験の適正な実施を評価および監督するために、諮問機関として動物実験委員会を設置し、委員および委員長を任命する。

(2) **運営責任者**(Institutional Official; IO)

代表取締役社長は、バイオテクニカルセンターにおける実験動物福祉に対して責任を有し、活動計画に関する責任およびその計画の実行に必要な資源の分配に関する権限を有する者として、運営責任者を任命する。

(3) **実験動物管理者**(Laboratory Animal Manager; LAM)

代表取締役社長は、バイオテクニカルセンターにおいて管理者および運営責任者を補佐し、実験動物に関する知識と経験を有する実験動物の管理を担当する者として、実験動物管理者を任命する。

(4) **選任獣医師**(Attending Veterinarian; AV)

代表取締役社長は、バイオテクニカルセンターにおける実験動物の獣医学的ケアとして健康およびウェルビーイングを監督する者として、選任獣医師を任命する。

3. 代表取締役社長は、バイオテクニカルセンターにおける実験動物福祉に係る内容について動物実験委員会に諮問する。動物実験委員会はその内容について審議し、結果を代表取締役社長および運営責任者へ報告する。
4. 代表取締役社長は、バイオテクニカルセンターにおける動物実験計画に係る内容について動物実験委員会に諮問し、その審査結果を基に承認もしくは否認する。なお、是正措置等が必要な場合、代表取締役社長は動物実験責任者に改善を指示する。
5. 代表取締役社長は、実験動物福祉に係る自己点検・評価の実施を動物実験委員会に指示する。動物実験委員会は、代表取締役社長および運営責任者にその調査結果を報告する。代表取締役社長および運営責任者は、報告を基に指摘事項等を含めた調査結果を実験動物管理者に報告する。また、自己点検・評価の結果について社外の第三者による調査・評価を受ける。
6. 代表取締役社長は、承認された動物実験計画の中から抽出した動物実験について、承認後モニタリングを実施することを動物実験委員会に指示する。動物実験委員会は、代表取締役社長および運営責任者にその調査結果を報告する。
7. 代表取締役社長は、選任獣医師に実験動物の健康管理を月1回以上実施するよう指示する。
8. 代表取締役社長は、基幹規程として「実験動物福祉規程」の作成を動物実験委員会に指示し承認する。また、代表取締役社長は、動物実験委員会に対して実験動物福祉規程の他に、動物実験委員会の運営に係る「動物実験委員会規程」および動物実験が適正に行われるよう「動物実験に係る指針」等を作成するよう指示し承認する。
9. 代表取締役社長は、バイオテクニカルセンター従業員に対する実験動物福祉に関する教育について、動物実験委員会に計画立案を指示し、動物実験委員会は教育訓練を実施する。
10. 代表取締役社長は、動物実験委員を実験動物福祉に関する社外研修会等に参加する機会を与えるよう努める。
11. 運営責任者、部長およびグループ長は、実験動物福祉に関する教育および技術習得のために、バイオテクニカルセンター従業員を学会あるいは社外研修会等へ参加する機会を与えるよう努める。
12. 運営責任者は、活動計画に関する責任を遂行するにあたり以下のこととに努める。
 - ① 運営責任者は、活動計画に係る施設・設備を適切に整備・管理する。
 - ② 運営責任者は、活動計画の実行に係る要求について対処する。
 - ③ 運営責任者は、災害時にすべての実験動物の継続飼育が困難であると判断された場合に、中止できる実験から逐次対象実験動物を安楽死させる指示をする。

第3条 実験動物の飼育および管理

1. 施設・設備

運営責任者は、実験動物の生理、生態および習性等に応じて適切な施設・設備を整備・管理する。

2. 標準操作手順書の作成

運営責任者は、バイオテクニカルセンター従業員に飼育管理および施設の維持管理に必要な標準操作手順書の作成を指示する。

3. 生産計画

運営責任者は、実験動物の生産の適正化を図るために生産計画を立案し、動物実験委員会の

確認を得る。

4. 実験動物の健康管理

運営責任者は、実験動物の維持および管理等に必要な微生物項目に対して、微生物検査を実施する。

5. 生活環境の保全

運営責任者は、施設および施設周辺の生活環境の保全を常に意識し、地域との共生に配慮する。

第4条 動物実験委員会

1. 規程類の作成

動物実験委員会は、実験動物福祉規程および関連する規程等を作成し、代表取締役社長の承認を得る。

2. 実験動物福祉に係る内容の審議

動物実験委員会は、バイオテクニカルセンターにおける実験動物福祉に係る内容について審議し、その結果を代表取締役社長および運営責任者へ報告する。

3. 動物実験計画の審査

動物実験委員会は、動物実験計画の適切性および規程等に適合しているか否か審査し、その結果を代表取締役社長および運営責任者へ報告する。

4. 動物実験結果報告書の確認

動物実験委員会は、実験終了後に動物実験責任者から提出された動物実験結果報告書を確認し、代表取締役社長へ提出する。

5. 承認後モニタリング

動物実験委員会は承認された動物実験計画の中から抽出した動物実験について、実験内容(施設・設備、実験上の安全衛生、実験処置、実験動物の状態、飼育環境、実験結果等)の適正を確認する。また、その結果を動物実験委員会で審議し、代表取締役社長および運営責任者へ報告する。

6. 実験動物福祉に対する自己点検・評価の実施

動物実験委員会は、全般的な実験動物福祉に対する自己点検・評価を実施し、代表取締役社長および運営責任者へ報告する。

7. 実験動物福祉教育の推進

動物実験委員会は、バイオテクニカルセンター従業員の実験動物福祉に対する能力向上を図るために教育訓練を実施する。

8. 書類の保存

動物実験委員会事務局は、動物実験委員会の議事録、動物実験に係る計画書・報告書および自己点検・評価に係る書類等を5年間保存する。

第5条 情報公開

代表取締役社長は、バイオテクニカルセンターにおける実験動物福祉への取り組み、実験動物福祉規程、自己点検・評価ならびに第三者による認証結果を、毎年度「日本エスエルシー株式会社」のホームページに公開する。

第6条 規程の改廃

本規程の改廃は、動物実験委員会で審議し、代表取締役社長の承認を経て行う。

第7条 施行

平成30年7月1日より施行する。

第8条 改訂

第1回改訂：平成31年1月4日（平成31年1月7日施行）